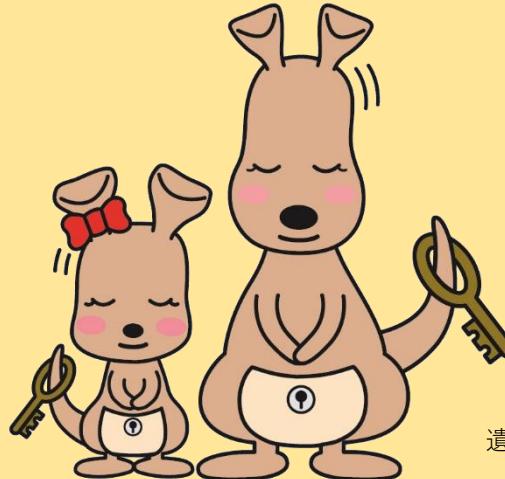


千葉地方法務局からの お知らせです。



遺言書ほかんガルー

11月15日は「いい遺言の日」です。

是非この機会に

御自身が生涯築かれてきた財産を
大切な御家族にどのように引き継いでいくか
御検討されてはいかがでしょうか。

将来にわたり

みんなが笑顔で過ごせるように

相続について

考えてみませんか。

そして

令和2年7月10日から
法務局に自筆の遺言書を預けることが
できるようになりました。

自筆の遺言書を作成された方は
法務局の自筆証書遺言書保管制度を
御利用してみませんか。
あなたの大切な遺言書を
法務局がお守りします。

○制度に関する問合せ先

千葉地方法務局供託課 043-302-1318

○関連リンク

政府広報オンライン「知っておきたい遺言書のこと 無効にならないための書き方、遺し方」<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202009/1.html>

法務省ホームページ「あなたと家族をつなぐ相続登記～相続登記・遺産分割を進めましょう～」

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00435.html

法務局に自筆の遺言書を預けることができます！

遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段です。また、自筆証書遺言は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成でき、手軽で自由度の高いものです。しかし、遺言者本人の死亡後、相続人などに発見されなかったり、一部の相続人などにより改ざんされたりするおそれがあります。それらの問題を解消するのが、法務局における自筆証書遺言書保管制度です。

手続には
予約が必要です。
インターネット又
は電話での予約が
可能です。

法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>



あなたの
大切な遺言書を
法務局が守ります。

遺言書の
保管申請には、
手数料**3900円**が
かかります。



千葉地方法務局管内の遺言書保管所

千葉地方法務局……☎ 043-302-1318
佐倉支局……☎ 043-484-1222
茂原支局……☎ 0475-24-2188
松戸支局……☎ 047-363-6278
柏支局……☎ 04-7167-3309
木更津支局……☎ 0438-22-2531

館山支局……☎ 0470-22-0620
匝瑳支局……☎ 0479-72-0334
香取支局……☎ 0478-52-3391
船橋支局……☎ 047-431-3681
市川支局……☎ 047-339-7701

詳しくはこちらをご覧ください。

遺言書保管制度

検索



http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

千葉地方法務局

～自筆証書遺言書保管制度～

あなたの大切な遺言書を法務局が守ります！

自分が亡くなった後、残された家族が財産で争わないようしたい。

私名義の不動産を相続人の共有でなく、相続人の一人に相続させたい。

いつ何が起こるか分からぬから万が一のために備えたい。

相続人以外に財産を譲りたい。



そんなお悩みをお持ちの方々に、
法務局から提案があります！

法務局からの提案その1

遺言書の作成をおすすめします！

相続であなたの意思を実現させることができます。遺言書は、遺言者の死後に、財産の処分や相続分の指定などについて法的な効果を持ちます。



法務局からの提案その2

自筆により作成した遺言書の保管は、法務局の遺言書保管制度の利用をおすすめします！

法務局に保管することで、以下のメリットがあります。

- ・紛失や改ざんのおそれがなくなります。
- ・保管の際、法務局職員による遺言書の方式についての外的的な確認（全文、日付及び氏名の自書、押印の有無等）を行います。
- ・家庭裁判所の検認が不要になります。
- ・死亡後、法務局に保管している事実を相続人等へ通知することができます。

